

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月21日

佐賀県議会議長 大 場 芳 博

佐賀県議会規則第1号

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

本則中（第100条及び第109条を除く。）「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第6章 略	第1章～第6章 略
第7章 委員会（第61条—第72条）	第7章 委員会（第61条—第72条）
第61条・第62条 略	第61条・第62条 略
第63条（ <u>委員会</u> の発言）	第63条（ <u>委員</u> の発言）
第64条～第67条 略	第64条～第67条 略
第68条（ <u>所管事務</u> の調査）	第68条（ <u>所管事務等</u> の調査）
第69条～第72条 略	第69条～第72条 略
第8章・第9章 略	第8章・第9章 略
第10章 公聴会及び参考人（第92条—第99条）	第10章 公聴会及び参考人（第92条—第99条）
第92条～第96条 略	第92条～第96条 略
第97条（ <u>委員</u> と公述人の質疑）	第97条（ <u>議員</u> と公述人の質疑）
第98条・第99条 略	第98条・第99条 略
第11章～第13章 略	第11章～第13章 略
第14章 懲罰（第116条—第123条）	第14章 懲罰（第116条—第123条）
第116条～第120条 略	第116条～第120条 略
<u>第121条（除名が成立しないときの措置）</u>	<u>第121条 削除</u>
第122条 略	第122条 略

改正前	改正後
<p>第123条（懲罰<u>動議</u>の審査） 第15章～第18章 略 附則 （欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略 （指定者以外の退場）</p> <p>第100条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は傍聴人<u>および</u>議長の指定する者以外の者を議場の<u>ほかに</u>退去させなければならない。</p> <p>2 略 （携帯品）</p> <p>第109条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し<u>または</u>携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>この限りでない。</p>	<p>第123条（懲罰<u>方式</u>の審査） 第15章～第18章 略 附則 （欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産（<u>配偶者の出産を含む。</u>）、育児、<u>看護</u>、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略 （指定者以外の退場）</p> <p>第100条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は傍聴人<u>及び</u>議長の指定する者以外の者を議場<u>及び傍聴席の外に</u>退去させなければならない。</p> <p>2 略 （携帯品）</p> <p>第109条 議場に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、<u>又は</u>携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であつてあらかじめ議長に届け出たものについては、</u>この限りでない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。